

兵庫県が実施する制度

# フェニックス共済

【兵庫県住宅再建共済制度】

小さな負担で、大きな安心。

年額

**5,000円**の掛金で

最大

**600万円**の給付!



フェニックス  
サポーター  
はばタン

自然災害で被災した住まいの建築・購入・補修に備える

1

地震・津波・豪雨・台風・  
地すべり・洪水など、  
あらゆる自然災害による  
被害が対象です。



2

住宅の築年数・規模・  
構造等に関係なく、  
定額負担で定額給付です。



3

地震保険・他の共済に  
加入していても加入でき、  
給付が受けられます。

フェニックス共済



地震保険・他の共済



公益財団法人 兵庫県住宅再建共済基金



☎078-371-1000 (平日9:00~17:00)

神戸市中央区北長狭通5丁目5番12号 兵庫県土地改良会館2階 FAX078-371-1010

URL : <https://www.jutakusaiken.jp>

フェニックス共済 検索 ←

二次元コードより  
アクセスしていただく  
こともできます。



住宅をお持ちの方の

## 住宅再建共済

損害割合 20%以上

年額 **5,000** 円で  
再建・補修時等に

最大 **600** 万円給付!

加入対象者 県内に戸建て、分譲マンション、賃貸住宅をお持ちの方

対象住宅 県内にある住宅 (1つの住宅に1契約)

## 準半壊特約

損害割合 10%以上 20%未満

年額 **500** 円で  
補修時等に

最大 **25** 万円給付!

加入対象者 住宅再建共済にご加入の方

損害割合10%未満【準半壊に至らない(一部損壊)】  
は給付対象外です

プラス

### 【給付について】

被災されましたら、まずは住宅の所在地市町に被害認定を依頼し、「り災証明書」の交付を受けてください。

※「り災証明書」の申請には期限があり、各市町で確認願います。

住宅の被害認定 (損害割合)	建築・購入した場合	補修した場合	建築・購入、補修しない場合
全壊 (50%以上)	600万円	200万円	10万円
大規模半壊 (40%以上 50%未満)		100万円	
中規模半壊 (20%以上 40%未満) 又は半壊		50万円	
特約 準半壊 (10%以上 20%未満)	25万円		10万円



- ① 上記の各給付金額は最大給付額であり、積立資産の範囲内での給付となります。
- ② 住宅とは、居室、専用の玄関・台所・トイレの全てを有するものをいいます。
- ③ 年度途中で脱退されても、既に払い込まれた当該年度の掛金（共済負担金）は返金できません。
- ④ 自然災害に起因しない火災での被害は、対象となりません。
- ⑤ 県外での建築・購入の場合、給付金は半額となります。
- ⑥ 賃貸住宅等をお持ちの方については、建築・購入、補修しない場合や、県外で建築・購入する場合は給付の対象外です。
- ⑦ 給付条件に該当しない「り災証明書」では給付できません。

### Q1 加入日はいつから？

A1 郵送の場合は、加入申込書が共済基金に到着した日が加入日です。  
インターネットによる申込の場合は、申込の翌日が加入日です。

### Q2 共済掛金の支払時期は？

A2 加入初年度：翌月27日に口座振替、又は翌月以降にクレジットカード会社から請求します。

翌年度1年分：毎年3月27日に口座振替、又は4月以降にクレジットカード会社から請求します。※ただし、3月に申し込んだ場合、3月分+翌年度1年度分の口座振替は4月27日

### Q3 加入申込書提出から加入証書が届くまでの時期は？

A3 加入申込書提出から加入証書発送まで、約1年半～2年半かかります。  
その間は給付の対象ですが、掛金の入金がなければ給付の対象外となります。

### Q4 相続や転居等があった場合は？

A4 相続人や転居先等について、当基金へご連絡いただければ、届出書類をお送りします。

### Q5 給付金の申請期間は？

A5 災害発生日から5年以内です。

### Q6 地震で発生した火災は対象になるの？

A6 地震、落雷など自然災害を原因として発生した火災（類焼を含みます。）も給付対象となります。

### Q7 賃貸住宅のオーナーは加入できるの？

A7 賃貸住宅の所有者として住宅再建共済に加入できます。  
家財再建共済は、居住者（入居者）に加入資格がありますので、賃貸住宅のオーナーは加入できません。

### Q8 他の地震保険等と同様、地震保険料控除対象になるの？

A8 本共済は兵庫県の条例に基づき、あらゆる自然災害からの住宅再建を県民相互が助け合うもので、地震保険ではありません。このため、地震保険料控除の対象ではありません。



# 「自らの備え」「被災者への支援」となります。

## 家財再建共済

単独加入 年額 **1,500** 円で  
 住宅とセット加入の場合 年額 **1,000** 円で

**最大 50 万円 給付!**

加入対象者	県内の住宅にお住まいの方
対象家財	住宅の中にある全ての家財 (1つの住宅に1契約)

【給付について】  
 左記の「り災証明書」の交付を受けてください。

住宅の被害認定 (損害割合)	購入または修復した場合
全壊 (50%以上)	<b>50万円</b>
大規模半壊 (40%以上 50%未満)	<b>35万円</b>
中規模半壊 又は半壊 (20%以上 40%未満)	<b>25万円</b>
床上浸水	<b>15万円</b>

- ⚠️ ① 左記の①～④・⑦の事項は、家財再建共済でも同様です。  
 ② 落雷等で家財のみが被害を受けた場合は、給付の対象外です。

### 給付金をお支払いした主な災害

被災年月	災害 (主な被災地域)
平成21年 8月	台風第9号災害 (西播磨・但馬)
平成23年 9月	台風第12号災害 (東播磨・北播磨・中播磨)
平成24年 2月	2月雪害 (但馬)
平成25年 4月 9月	淡路島を震源とする地震 (淡路) 台風第18号災害 (北播磨・丹波)
平成26年 8月	8月豪雨災害 (神戸・阪神北・丹波)
平成29年 1月 10月	1月雪害 (中播磨・但馬・丹波) 台風第21号災害 (神戸・阪神北・中播磨・但馬)
平成30年 6月 7月 8月 9月	大阪府北部地震 (阪神南・阪神北) 7月豪雨災害 (神戸・北播磨・西播磨・丹波・淡路) 台風第20号災害 (神戸・阪神北・東播磨・淡路) 台風第21号災害 (神戸・阪神南・阪神北・北播磨・淡路)
令和2年 9月	台風第10号災害 (中播磨・淡路)
令和4年 1月 9月	1月雪害 (但馬) 台風第14号災害 (淡路)
令和5年 8月	台風第7号災害 (但馬)

### 初年度掛金 (申込月から年度末3月まで)

住宅再建共済のみ	家財再建共済のみ	住宅再建 + 特約	住宅再建 + 家財再建	住宅再建 + 特約 + 家財再建
500円×月数 (上限5,000円)	150円×月数 (上限1,500円)	550円×月数 (上限5,500円)	600円×月数 (上限6,000円)	650円×月数 (上限6,500円)

### ご加入者さまの お声

被災した際に、必要だと実感したのは、人手とお金でした。給付金は簡単な申請手続ですぐに給付され、助かりました。  
 (40歳代/女性/高砂市)



加入は発足当初からしていましたが、他の場所で自然災害が発生しても他人事と思っており、自分が被災するとはほんとうに夢にも思いませんでした。少ない掛金で、給付を受けることができ、助かりました。結婚した娘二人も、フェニックス共済に加入するように勧め、加入しました。  
 (50歳代/女性/加西市)



手続きや受取が簡単で早く、電話での応対も分かりやすく、質問にもていねいに答えて下さり、安心して色々聞くことができました。  
 (60歳代/男性/香美町)



被災し、精神的に悲しい、辛い気持ちになりました。共済給付金がすぐに給付され、家具などが購入でき本当に助かりました。  
 (70歳代/男性/姫路市)



我が家は築何十年のため、風が心配で加入しました。準半壊特約で給付があり、早々の入金はありがたく思っています。  
 (60歳代/男性/加東市)



電話で丁寧に必要書類を教えてくださいいただき大変スムーズに申請手続きが完了し、早々に給付金を受け取ることができました。住宅の種類に関係なく、定額負担、定額給付で非常に分かりやすく利用できました。  
 (40歳代/男性/南あわじ市)



# 兵庫県住宅再建共済制度 重要事項説明書

加入申込みされる前に必ずお読み下さい。

- 重要事項説明書の記載の中で、「加入概要」「注意喚起情報」には、このご加入にあたり「特に重要なお知らせ」が記載されておりますので、ご加入いただく前に必ずお読み下さい。

## 特に重要なお知らせ(加入概要)

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「加入概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。

本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については兵庫県住宅再建共済制度約款及び兵庫県家財再建共済制度約款（両約款とも兵庫県住宅再建共済制度のホームページに掲載）をご参照下さい。

また、ご不明な点については、(公財)兵庫県住宅再建共済基金（以下「共済基金」という。）までお問い合わせ下さい。（問い合わせ先は末尾に掲載しています。）

### 1 共済制度のしくみ

#### (1) 住宅再建共済制度のしくみ

##### ① 住宅再建

共済制度は、地震、台風、水害等の異常な自然災害により、倒壊、損壊等の被害を受け、半壊以上の認定を受けた住宅、準半壊特約加入の場合は準半壊の認定を受けた住宅の再建（建築・購入）又は補修に対して給付金を給付します。

##### ② 家財再建

共済制度は、地震、台風、水害等の異常な自然災害により、住宅が倒壊、損壊等の被害を受け、半壊以上又は床上浸水の認定を受けた場合に、住宅にある家財の購入又は修復に対して給付金を給付します。

#### (2) 共済制度の対象

##### ① 住宅再建

共済制度は、1戸の住宅について1の加入ができるものとし、重複して加入することはできません。

加入の対象となる住宅は、加入者が兵庫県の区域内に所有する人の居住の用に供する家屋、又は家屋のうち人の居住の用に供する部分です。

住宅とは、居室、専用の玄関・台所・トイレの全てを有するものをいいます。

##### ② 家財再建

共済制度は、1戸の住宅の中にある全ての家財について1の加入ができるものとし、重複して加入することはできません。

加入の対象となる家財は、加入者が居住する住宅にある家財です。

#### (3) 加入者

##### ① 住宅再建

共済制度に加入することができる者は、兵庫県の区域内に住宅を所有している者です。（個人又は法人を問いません。賃貸住宅の所有者も加入できます。）

##### ② 家財再建

共済制度に加入することができる者は、兵庫県の区域内に住宅を所有している個人又は住宅に居住する個人です。（賃貸住宅の居住者も加入できます。）

#### (4) 共済期間

毎年4月1日から翌年の3月31日まで（ただし、最初に加入申込みする年は、郵送の場合は、加入申込書が共済基金に届いた日から、インターネットによる申込の場合は、申込の翌日から最初に迎える3月31日まで）。なお、加入者から継続加入しない旨の申出がない限り、共済加入契約は自動更新となります。

### 2 共済負担金

#### (1) 負担金の算定方法

共済負担金は、年額方式としています。

住宅再建と家財再建を同時に加入いただくと、家財再建の負担金が減額されます。

##### 【住宅再建】

区分	共済負担金の算出方法
新規加入時	月額 500円 × 加入日の属する月から3月までの月数(上限5,000円)
継続加入時	年額5,000円

#### 【準半壊特約】

※特約のみのご加入はできません。上記の住宅再建に以下の金額を加算します。

区 分	共済負担金の算出方法
新規加入時	月額 50円 × 加入日の属する月から3月までの月数(上限500円)
継続加入時	年額500円

#### 【家財再建】

区 分	共済負担金の算出方法
新規加入時	月額 150円 × 加入日の属する月から3月までの月数 (上限1,500円)
継続加入時	年額1,500円

#### 【住宅・家財同時加入】

区 分	共済負担金の算出方法
新規加入時	月額 600円 × 加入日の属する月から3月までの月数 (上限6,000円)
継続加入時	年額6,000円

#### 【住宅・準半壊特約・家財同時加入】

区 分	共済負担金の算出方法
新規加入時	月額 650円 × 加入日の属する月から3月までの月数 (上限6,500円)
継続加入時	年額6,500円

#### (2) 支払方法

共済負担金は、加入者が指定した金融機関等を通じて、自動口座振替（株式会社ゆうちょ銀行にあっては、自動払込み）又は、クレジットカード（共済基金指定のものに限ります。）により払い込むものとします。

金融機関の口座から、加入日の翌月27日に引落しします。なお、継続加入に係る翌年度分負担金の引き落としは継続加入に係る共済期間の直前の加入年度の3月27日となります。

また、クレジットカードにより払い込む場合は、カード会社指定の日引き落とされます。

#### (3) 加入期間についてのご注意

共済制度は毎年4月1日から翌年3月31日までを1共済期間とします。

新規加入は随時受け付けておりますが、加入初年度の共済期間は最初に到来する3月31日までとなります。（加入日から1年を起算するものではありません。）

1年未満のご加入であっても、自動継続のご確認と口座引落しを毎共済期間が終了するまでに行いますので、自動継続の承認後、口座を解約することのないよう、ご注意ください。（一度、払い込まれた共済負担金は返還いたしません。）

### 3 共済給付金

#### (1) 給付対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害が対象となります。なお、自然災害を直接又は間接の原因とする焼失、損壊、埋没又は流失も対象となりますので、例えば、地震、落雷を原因とした火災による被害も対象となります。共済基金にご相談下さい。

#### (2) 申請に必要な書類

共済給付金の申請には、住宅が所在する市町が発行する罹(り)災証明書が必要となります。

自然災害により被害を受けた場合、住宅所在地の市町に申請すると、住宅の被害（損害割合）を認定した罹(り)災証明書が交付されます。

半壊以上の罹(り)災証明書、準半壊特約加入の場合は準半壊の罹(り)災証明書の交付があった場合は、共済基金までご連絡のうえ共済給付金を給付申請して下さい。

罹(り)災証明書を発行する担当課は、市町にご確認下さい。

#### (3) 対象となる被害の程度

##### ① 住宅再建のみ加入

市町が発行する罹(り)災証明書により、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の認定を受けた被害が対象となります。

##### ② 準半壊特約にも加入

市町が発行する罹(り)災証明書により、「準半壊」の認定を受けた被害も対象となります。

##### ③ 家財再建に加入

市町が発行する罹(り)災証明書により、住宅が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」又は「床上浸水」の認定を受けた被害が対象となります。

家財のみが被害を受けた場合は、給付の対象外となります。

(4) 給付額

共済給付金の額は、次のとおりです。

【住宅再建】

区 分	給付額
(1) 対象住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受け、対象住宅に代わるものとして、兵庫県の区域内に新たな住宅の建築又は購入をした場合 (建築又は購入をする住宅が兵庫県の区域以外に所在する場合 注※)	600万円 (300万円)
(2) 対象住宅が全壊の被害を受け、これを補修した場合	200万円
(3) 対象住宅が大規模半壊の被害を受け、これを補修した場合	100万円
(4) 対象住宅が中規模半壊又は半壊の被害を受け、これを補修した場合	50万円
(5) 対象住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受け、対象住宅に居住していた加入者が、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修を行わず、新たな住宅又は対象住宅に居住することとなった場合	10万円

【準半壊特約】

区 分	給付額
(1) 対象住宅が準半壊の被害を受け、対象住宅に代わるものとして、兵庫県の区域内に新たな住宅の建築若しくは購入をした場合、又は対象住宅の補修をした場合 (建築又は購入をする住宅が兵庫県の区域以外に所在する場合 注※)	25万円 (12万5千円)
(2) 対象住宅が準半壊の被害を受け、対象住宅に居住していた加入者が、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修を行わず、新たな住宅又は対象住宅に居住することとなった場合	10万円

注※賃貸住宅の所有者が、兵庫県の区域外に賃貸住宅を建築又は購入される場合は、給付の対象外となりますので、ご注意ください。

【家財再建】

区 分	給付額
(1) 対象住宅が全壊の認定を受けたものである場合	50万円
(2) 対象住宅が大規模半壊の認定を受けたものである場合	35万円
(3) 対象住宅が中規模半壊又は半壊の認定を受けたものである場合	25万円
(4) 対象住宅が床上浸水の認定を受けたものである場合	15万円

極めて大きな災害が発生し、多額の給付金が必要となった場合は、共済負担金により積み立てられた資産の範囲内で、次に起きる自然災害での給付への備えなどを考慮して、共済給付金を減額して給付することがあります。

(5) 申請の時期

原則として、上記(4)の【住宅再建】【準半壊特約】の区分の欄に該当することとなったときから、給付申請することができます。

ただし、やむを得ない事情により住宅の再建(建築・購入)又は補修をする前に、資金が必要となった場合は、それを証する書類等により、給付金の一部の給付を受けることができる場合がありますので、共済基金にご相談下さい。なお、住宅の再建(建築・購入)又は補修がなされなかったときは、共済給付金の全額を返還していただくこととなります。

(6) 申請の期限

被災した日から起算して5年以内に、共済給付金給付申請書、罹(り)災証明書等の必要書類を添えて申請して下さい。期限までに申請がない場合は、給付が受けられなくなります。

やむを得ない事情によりこの期限内に給付申請ができない場合は、その理由を記載した書面により、事前に必ず共済基金にご相談下さい。

4 共済契約の解除等

(1) 共済契約の終了

次の事由に該当する場合は、共済契約は終了し、既に支払われた共済負担金は返還いたしませんのでご注意ください。「消滅」に該当する事由が生じた場合は、速やかに共済基金に届け出て下さい。

区分	該当する事由	効果等	共済負担金	共済給付金
解除	①自動口座振替又はクレジットカードによる共済負担金の払込みがなされなかったとき。 ②加入者が、虚偽の内容により、加入の申込み、共済給付金の申請又は届出をしたとき。	・共済基金は催告なく共済契約を解除し、解除日以降、共済契約は失効します。	・既に支払われた共済負担金は返還いたしません。 但し、複数年一括支払をされている場合は、共済契約終了の翌年度以降分について、割引額に応じて算出した額の返還に応じます。	・既に給付された共済給付金の申請が、虚偽の内容でなされていた場合は、返還していただきます。
	①自然災害以外の原因により、対象住宅が滅失したとき、又は加入の対象となる住宅(1の(2)参照)でなくなったとき。 ②加入者が対象住宅の所有者でなくなったとき(住宅再建のみ)。	・加入者の届出が、共済基金に到達した時から共済契約は失効します。		・該当する事由が生じた場合、それ以降の被害に対しては給付いたしません。
解約	①加入者が共済制度からの脱退の日を記載した書面を共済基金に提出したとき。	・書面記載の脱退の日の翌日から共済契約は失効します。		—

## (2) 共済契約の無効

次の事由に該当する場合は、共済契約は無効となり、既に給付された共済給付金は返還していただくこととなります。また、既に支払われた共済負担金が返還されない場合がありますのでご注意ください。

区分	該当する事由	効果等	既に支払われた共済負担金	既に給付された共済給付金
無効	①加入の対象となる住宅（1の(2)参照）以外の住宅又は住宅の家財について、加入の申込みをし、共済負担金を払い込んだとき。 ②加入することができる者（1の(3)参照）以外の者が、加入の申込みをし、共済負担金を払い込んだとき。	・契約当初から共済契約の効力は生じません。	・加入者の故意又は重大な過失により申込みをされていた場合は、返還いたしません。	・返還していただきます。

## (3) 共済基金への届出が必要な事由

次の事由に該当することとなった場合は、速やかに共済基金に届け出て下さい。届出がない場合、共済給付金の給付を受けられない場合があります。

- ① 自然災害により対象住宅が滅失したとき。
- ② 加入者の氏名又は住所に変更があったとき。
- ③ 自動口座振替の口座又は支払方法を変更したとき。
- ④ その他加入申込書の記載事項に変更があったとき。

## (4) 約款の変更

共済基金は、共済期間中であっても、法令等の改正、社会経済情勢の変化その他の事情により、民法第548条の4（定型約款の変更）第1項に基づき、約款の変更をすることにより、契約の内容を変更する場合があります。この場合には、変更する旨及び変更後の内容並びにその効力の発生時期について、共済基金のホームページその他の適切な方法により周知します。

## (5) その他

その他にも、共済基金からの通知の方法、共済契約の譲渡・担保設定の禁止、不服申立て等の取り決めがありますので、詳しくは共済基金までお尋ね下さい。

## 特に重要なお知らせ（注意喚起情報）

ご加入に際して、加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項を「注意喚起情報」に記載しています。ご加入いただく前に必ずお読み下さい。

本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については兵庫県住宅再建共済制度約款及び兵庫県家財再建共済制度約款（両約款とも兵庫県住宅再建共済制度のホームページに掲載）をご参照下さい。

また、ご不明な点については、共済基金までお問い合わせ下さい。

### 1 ご加入後にご注意いただきたいこと

加入者証が届きましたら、内容をご確認下さい。ご加入内容に誤りがございましたら、直ちに共済基金までご連絡下さい。

### 2 自然災害により被災された場合は、まず、住宅所在地の市町に申請して罹(り)災証明書の交付を受けて下さい。

自然災害により被災し、半壊以上の罹(り)災証明書、準半壊特約加入の場合は準半壊の罹(り)災証明書が交付された場合は、共済基金までご連絡のうえ共済給付金を給付申請して下さい。給付申請が遅れますと、共済給付金の給付が受けられなくなります。（特に重要なお知らせ（加入概要） 3 共済給付金 (1) 給付対象となる自然災害 (2) 申請に必要な書類 (3) 対象となる被害の程度 (5) 申請の時期 (6) 申請の期限 をご覧下さい。）

なお、全部滅失となった場合は、申出書により共済負担金の支払いを止めることができます。

### 3 極めて大きな災害が発生し、多額の給付金が必要となった場合は、共済負担金により積み立てられた資産の範囲内で、次に起きる自然災害での給付への備えなどを考慮して、共済給付金を減額して給付することがあります。

### 4 共済契約が終了又は無効となる場合、既に給付した共済給付金を返還していただいたり、既に支払った共済負担金が返還されない場合がありますのでご注意ください。（特に重要なお知らせ（加入概要） 4 共済契約の解除等 (1) 共済契約の終了 (2) 共済契約の無効 をご覧下さい。）

### 5 共済基金への届出が必要な事由に該当するのに届出がない場合、共済給付金の給付を受けられない場合があります。（特に重要なお知らせ（加入概要） 4 共済契約の解除等 (3) 共済基金への届出が必要な事由 をご覧下さい。）

### 6 個人情報の取扱いについて

加入者から収集した情報については、共済契約引受の判断、給付金の支払、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの研究・開発・充実を行うために利用させていただきます。（詳細については、兵庫県住宅再建共済制度のホームページ（個人情報の取扱いに関する事項「個人情報保護方針」）をご覧下さい。）

お問い合わせ先

(公財)兵庫県住宅再建共済基金 電話 078-371-1000

所在地：神戸市中央区北長狭通5丁目5番12号（兵庫県土地改良会館2階）



# 兵庫県住宅再建共済制度約款(抄)

約款をご契約の前に必ずお読みいただき、ご了承の上でお申し込みください。

この約款は、兵庫県が実施する兵庫県住宅再建共済制度について、兵庫県住宅再建共済制度条例(平成17年兵庫県条例第41号。以下「条例」といいます。)第4条第1項に規定する共済制度(以下「住宅再建共済制度」といいます。)に加入する者と、兵庫県から住宅再建共済制度の運営を委託された公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金(以下「共済基金」といいます。)との間で締結される共済契約に関して定めるものです。

## 第1章 住宅再建共済制度への加入

### 加入資格

第1条 住宅再建共済制度に加入することができる者は、兵庫県の区域内に住宅を所有している者(個人又は法人を問いません。)です。

### 加入単位及び加入の対象となる住宅

第2条 住宅再建共済制度は、1戸の住宅について1の加入ができるものとし、1戸の住宅について重複して加入することはありません。

2 住宅再建共済制度の加入の対象となる住宅は、加入者が兵庫県の区域内に所有する人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分です。別棟の店舗や倉庫、塀やカーポート等付属の工作物は対象となりません。

3 前項の住宅は、1つの世帯が独立して生活を営むことができる構造を有している必要があります。この場合において、1つの世帯が独立して生活を営むことができるか否かは、おむね次に掲げる設備をすべて有しているか否かにより判断することとします。

- 1つ以上の居住室
- 専用(社宅、寮、寄宿舎、賃貸用共同住宅その他共同で居住する住宅にあっては、共用を含みます。次号及び第4号において同じです。)の炊事用流し(台所)
- 専用のトイレ
- 専用の出入口

### 加入の手続

第3条 住宅再建共済制度への新たな加入(以下「新規加入」といいます。)の申込み又は条例第5条第2項の申出(以下「特約加入の申出」といいます。)は、加入申込書兼申出書兼預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(以下「加入申込書」といいます。)に必要事項を記載の上、加入申込書を共済基金に提出して行うものとし、この場合において、加入申込書が共済基金に到達した日を加入日とします。ただし、事故その他の特別の事情により、到達した日を設定することができない場合は、消印日の翌日を加入日とします。

2 前項の加入申込書の提出は、必要事項を共済基金のホームページに入力し、送信することで代えることができます。この場合において、入力データの受信を行った翌日を加入日とします。

3 共済契約は、第5条に規定する共済期間が満了する日の1か月前までに、加入者から書面により継続して加入しない旨の申出がない限り、引き続き共済期間についての加入(以下「継続加入」といいます。)の申込みがあったものとして、自動的に更新するものとします。

4 住宅再建共済制度へ3月に新規加入をする場合には、新規加入と継続加入について、併せて申込みがあったものとします。

5 住宅再建共済負担金は、加入者が指定した金融機関等(以下「指定金融機関」といいます。)を通じて、自動口座振替(株式会社ゆうちょ銀行にあっては、自動払込み。以下同じです。)又は、クレジットカード(共済基金指定のものに限ります。)により払い込むものとします。

6 住宅再建共済負担金の自動口座振替日は、次に掲げる日とします。ただし、これらの日が指定金融機関の休業日に該当する場合は、翌営業日が自動口座振替日となります。クレジットカードにより払い込む場合においては、カード会社指定の日引き落とされます。

- 新規加入 加入日の属する月の翌月の27日
- 継続加入 継続加入に係る共済期間の直前の3月27日。ただし、第4項の規定による継続加入については、4月27日

7 自動口座振替日に自動口座振替による払込みがなされなかったときは、自動口座振替日の属する月の翌月の27日(その日が指定金融機関の休業日に該当するときは、翌営業日)に、再度、自動口座振替により払い込むものとします。

8 共済基金が別に定める場合については、第1項から第3項まで及び第5項の規定にかかわらず、共済基金が別に定める方法により、加入の申込み又は特約加入の申出を行い、及び住宅再建共済負担金を払い込むことができるものとします。

### 住宅再建共済負担金等

第4条 住宅再建共済負担金は、年額方式とし、住宅1戸につき、次に掲げる金額とします。

- 新規加入 月額500円に加入日の属する月からその年度の3月までの月数を乗じて得た額(その額が5,000円を超えるときは、5,000円)
- 継続加入 年額5,000円
- 特約加入の申出をする場合における住宅再建共済負担金の額は、前項の金額に次に掲げる金額を加えた額とします。
  - 新規加入 月額50円に加入日の属する月からその年度の3月までの月数を乗じて得た額(その額が500円を超えるときは、500円)
  - 継続加入 年額500円

3 加入の申込みをする者が、既に、兵庫県家財再建共済制度約款による家財に係る共済制度に加入している場合において、この約款第3条第5項の規定により払い込む額は、当該住宅再建共済負担金の額から、兵庫県家財再建共済制度約款第4条第4項の規定に基づき、共済基金が別に定める割引額を減じて得た額とします。

### 共済期間

第5条 共済期間は、次のとおりとします。

- 新規加入 加入日からその年度の3月31日まで
- 継続加入 4月1日から翌年の3月31日まで

## 第2章 住宅再建共済給付金

### 住宅再建共済給付金の給付

第6条 加入に係る住宅(以下「対象住宅」といいます。)が、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象を原因とする災害(以下「自然災害」といいます。)により、倒壊、損壊、流失、埋没、焼失等の被害を受け、その被害について、全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の認定を受けた場合において、次の表の左欄のいずれかに該当することとなったときは、加入者の給付申請に基づき、それぞれ同表の右欄に掲げる額の住宅再建共済給付金を給付します。

区分	給付額
(1) 対象住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受け、対象住宅に代わるものとして、新たな住宅の建築又は購入をした場合(建築又は購入をする住宅が兵庫県の区域以外に所在する場合)	600万円 (300万円)
(2) 対象住宅が全壊の被害を受け、これを補修した場合	200万円
(3) 対象住宅が大規模半壊の被害を受け、これを補修した場合	100万円
(4) 対象住宅が中規模半壊又は半壊の被害を受け、これを補修した場合	50万円
(5) 対象住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受け、対象住宅に居住していた加入者が、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修を行わず、新たな住宅又は対象住宅に居住することとなった場合	10万円

2 対象住宅(特約加入の申出に係る対象住宅に限ります。以下この項及び第7条第4項第2号工において同じです。)が、自然災害により、倒壊、損壊、流失、埋没、焼失等の被害を受け、その被害について、準半壊の認定を受けた場合において、次の表の左欄のいずれかに該当することとなったときは、加入者の給付申請に基づき、それぞれ同表の右欄に掲げる額の住宅再建共済給付金を給付します。

区分	給付額
(1) 対象住宅が準半壊の被害を受け、対象住宅に代わるものとして、新たな住宅の建築若しくは購入をした場合、又は対象住宅の補修をした場合(建築又は購入をする住宅が兵庫県の区域以外に所在する場合)	25万円 (12万5千円)
(2) 対象住宅が準半壊の被害を受け、対象住宅に居住していた加入者が、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修を行わず、新たな住宅又は対象住宅に居住することとなった場合	10万円

3 住宅再建共済給付金の給付を受けた後であっても、第7条第1項の期間内に本条第1項の表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、その区分に応じた同表の右欄に定める額から既に給付を受けた額を控除した額の住宅再建共済給付金を給付するものとします。

4 加入者が自らの居住の用に供していない住宅(以下「賃貸住宅等」といいます。)である対象住宅が自然災害により被害を受けた場合における第1項の表の(1)又は第2項の表の(1)に規定する対象住宅に代わる住宅は、兵庫県の区域内において建築し、又は購入する賃貸住宅等とします。

5 第1項の全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊、及び第2項の準半壊とは、内閣府の定める災害の被害認定基準(令和3年6月24日付府政防第670号内閣府政策統括官(防災担当)通知)により、当該自然災害に関して市町においてなされる認定に基づくものとし、それぞれ次の表の右欄に掲げる被害の程度をいいます。

区分	被害の程度
全壊	住宅がその居住のための基本的機能を喪失したものの、すなわち、住宅の全部が倒壊、流失、埋没若しくは焼失をしたもの又は住宅の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住宅の損壊、流失、埋没若しくは焼失をした部分の床面積(以下「損壊部分」といいます。)がその住宅の延床面積の70%以上に達した程度のものである又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が50%以上に達した程度のもの
大規模半壊	半壊であって、構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいいます。)の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められるもので、具体的には、損壊部分がその住宅の延床面積の50%以上70%未満のもの又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が40%以上50%未満のもの
中規模半壊又は半壊	住宅がその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住宅の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住宅の延床面積の20%以上50%未満のもの又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が20%以上40%未満のもの
準半壊	半壊に準ずる程度の住宅の破損で、補修を必要とする程度のもの(ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。)のうち、損壊部分がその住宅の延床面積の10%以上20%未満のもの又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が10%以上20%未満のもの

第6条の2 条例第9条の4の規定により共済給付金が減額される場合には、前条の規定にかかわらず、条例の定めるところに従い住宅再建共済給付金を給付します。

### 住宅再建共済給付金の給付申請期間等

第7条 住宅再建共済給付金の給付申請は、自然災害が発生した日から起算して5年以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事情によりこの期限内に給付申請をすることができない場合には、その理由を記載した書面による申出を行うことにより、この期限経過後の給付申請が認められる場合があります。

2 住宅再建共済給付金は、原則として、第6条第1項又は第2項の表の左欄のいずれかに該当することとなったときから、給付申請することができるものとします。

3 前項の規定にかかわらず、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修に関する工事を行うことを証する書類がある場合その他当該建築若しくは購入又は補修を行うことが明らかであると認められる場合には、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修を行う前に給付申請をし、住宅再建共済給付金の給付を受けることができます。ただし、条例第9条の4の規定により共済給付金が減額される場合は、この限りではありません。

4 前項の給付を受けることができる場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とし、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修がなされなかったときには、当該住宅再建共済給付金の全額を返還していただきます。

- 対象住宅に代わる住宅の建築又は購入を行うことを証する書類がある場合 300万円(対象住宅が準半壊の被害を受けた場合においては、25万円)
- 対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修を行うことが明らかである場合(前号に該当する場合を除きます。)
  - 対象住宅が全壊の被害を受けた場合 200万円
  - 対象住宅が大規模半壊の被害を受けた場合 100万円
  - 対象住宅が中規模半壊又は半壊の被害を受けた場合 50万円
  - 対象住宅が準半壊の被害を受けた場合 25万円

### 住宅再建共済給付金の給付申請手続

第8条 住宅再建共済給付金の給付申請は、次に掲げる書類を共済基金に提出して行うものとし、

- 住宅再建共済給付金給付申請書
- 対象住宅の所有権を証する書類(対象住宅の登記事項証明書等の写し)
- 対象住宅について市町が発行したり災証明書の写し
- 第6条第1項の表の(1)から(4)まで又は同条第2項の表の(1)のいずれかに該当する場合には、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修をしたことを証する書類(登記事項証明書、建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項に定める検査済証、領収書等の写し)

- (5) 前条第3項による給付申請を行う場合には、次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める書類
- ア 前条第4項第1号に該当する場合 対象住宅に代わる住宅の建築又は購入を行うことを証する書類の写し
- イ 前条第4項第2号に該当する場合 対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修を行うことを約する書類
- (6) その他共済基金が必要と認める書類

### 第3章 共済契約の解除等

#### 共済契約の解除

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合には、共済基金は、加入者に催告することなく、共済契約を解除するものとします。

- 第3条第7項の自動口座振替による住宅再建共済負担金の払込みがなされなかったとき。
- 加入者が、虚偽の内容により、加入の申込み（特約加入の申出を含みます。以下同じです）、住宅再建共済給付金の給付申請又は第12条若しくは第15条の規定による届出をしたとき。
- 加入者が、次のいずれかに該当するとき。
  - 反社会的勢力に該当すると認められること。
  - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
  - 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
  - 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
  - その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- 前項各号のいずれかに該当したため共済契約を解除した場合は、住宅再建共済給付金は給付せず、住宅再建共済給付金を既に給付していたときにあっては、当該住宅再建共済給付金の全額を返還していただきます。
- 共済契約を解除した場合は、既に払い込まれた該当共済期間以前に係る住宅再建共済負担金は、返還しません。
- 共済契約の解除は、加入者に対する通知により行います。

#### 共済契約の消滅

第10条 共済契約は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、消滅するものとします。

- 自然災害以外の原因により、対象住宅が滅失し、又は第2条に規定する加入の対象となる住宅でなくなったとき。
- 住宅再建共済制度に係る加入者が対象住宅の所有者でなくなったとき。
- 第12条の規定により加入者の地位が承継される場合は、共済契約は、消滅しないものとします。
- 加入者は、第1項各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちに、共済基金に届け出なければならないものとします。
- 共済契約が消滅した場合は、既に払い込まれた該当共済期間以前に係る住宅再建共済負担金は、返還しません。

#### 共済契約の無効

第11条 共済契約は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効となります。

- 第1条に規定する住宅再建共済制度に加入することができる者以外の者が、加入の申込みをし、住宅再建共済負担金を払い込んだとき。
- 第2条に規定する加入の対象となる住宅以外の住宅について、加入の申込みをし、住宅再建共済負担金を払い込んだとき。
- 前項の場合において、加入の申込みをした者に故意又は重大な過失がないときは、既に払い込まれた住宅再建共済負担金の全部又は一部を返還するものとします。

#### 加入者の地位の承継

第12条 加入者について相続、合併又は分割があった場合は、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により対象住宅の所有権を承継した法人が加入者の地位を承継するものとします。この場合には、加入者の地位を承継した者は、その旨を共済基金に届け出なければならないものとします。

- 対象住宅が譲渡された場合は、対象住宅の譲受人が、その対象住宅の譲渡人の同意を得たことを証する書面を共済基金に届け出ることにより、加入者の地位を承継することができます。

#### 共済契約の解約

第13条 加入者は、共済制度からの脱退の日を記載した書面を共済基金に提出することにより、共済契約を解約することができます。

- 前項の場合において、共済契約は、書面に記載された脱退の日の翌日から、その効力を失うものとします。
- 共済契約を解約した場合は、既に払い込まれた該当共済期間以前に係る住宅再建共済負担金は、返還しません。

### 第4章 その他

#### 譲渡及び担保の禁止

第14条 加入者は、住宅再建共済給付金の給付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供することができないものとします。

#### 共済基金への届出が必要となる場合

第15条 加入者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、直ちに、書面によりその旨を共済基金に届け出なければならないものとします。この届出がないときは、住宅再建共済給付金の給付を受けられないことがあります。

- 自然災害により対象住宅が滅失したとき。
- 加入者の氏名若しくは名称又は住所に変更があったとき。
- 自動口座振替に係る口座又は支払方法を変更したとき。
- その他加入申込書の記載事項に変更があったとき。

#### 通知の方法

第16条 共済基金は、共済契約に関する重要な事項について、加入申込書に記載されている住所に通知をします。加入者が、共済基金に対して氏名又は住所の変更の届出をしなかったために、共済基金からの通知を受領することができなかったとしても、共済基金が責めを負うことはないものとします。この場合には、共済基金が通知を発送した日の翌日をもって効力が発生したものとします。

#### 不服の申立て

第17条 住宅再建共済給付金の給付に係る共済基金の決定に不服がある場合は、共済基金の決定

があったことを知った日から3月以内に、書面で、共済基金に対して不服の申立てをすることができます。

- 共済基金は、不服の申立てがあったときは、不服の申立てを受けた日から60日以内に不服の申立てに対する決定をし、決定の内容を不服申立人へ通知します。
- 前項の決定をする場合においては、共済基金は、不服審査委員会における審査を経るものとします。

#### 約款の変更

第17条の2 共済基金は、共済期間中であっても、法令等の改正、社会経済情勢の変化その他の事情により、民法（明治29年法律第89号）第548条の4（定型約款の変更）第1項に基づき、この約款の変更をすることにより、契約の内容を変更する場合があります。

- 前項の場合には、共済基金は、約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びにその効力の発生時期について、共済基金のホームページその他の適切な方法により周知します。

#### この約款の解釈の基準

第18条 この約款は、住宅の所有者が助け合いの精神に基づき拠出する負担金により自然災害による被害を受けた住宅の再建等を支援する相互扶助の仕組みである兵庫県住宅再建共済制度の趣旨に従い、解釈し、運用されなければならないものとします。

## 兵庫県家財再建共済制度約款（抄）

※住宅再建共済制度約款とは異なる部分のみ記載します。以下に記載の条文以外は、住宅再建共済制度の約款の対応する条文をご覧ください（ホームページでも全文ご覧いただけます）。

#### 加入資格（第1条）

家財再建共済制度に加入することができる者は、兵庫県の区域内に住宅を所有している個人又は兵庫県の区域内に存する住宅に居住する個人です。

#### 加入単位及び加入の対象となる家財（第2条第1項及び第2項）

家財再建共済制度は、1戸の住宅に存する家財について1の加入ができるものとし、1戸の住宅に存する家財について重複して加入することはできません。

家財再建共済制度の加入の対象となる家財は、加入者が居住する住宅に存する家財です。

#### 家財再建共済負担金等（第4条）

家財再建共済負担金は、年額方式とし、1戸の住宅に存する家財につき、次に掲げる金額とします。

- 新規加入 月額150円に加入日の属する月からその年度の3月までの月数を乗じて得た額（その額が1,500円を超えるときは、1,500円）
- 継続加入 年額1,500円
- 前項の規定にかかわらず、加入の申込みをする者が、同時に、兵庫県住宅再建共済制度約款による住宅に係る共済制度（以下「住宅再建共済制度」といいます。）に加入する場合には、同一の共済期間で加入することとするともに、この場合における家財再建共済負担金の額は、条例第6条第6項の規定により減額することとし、次に掲げる金額とします。
  - 新規加入 月額100円に加入日の属する月からその年度の3月までの月数を乗じて得た額（その額が1,000円を超えるときは、1,000円）
  - 継続加入 年額1,000円
- 第1項の規定にかかわらず、加入の申込みをする者が、既に、住宅再建共済制度に加入している場合における家財再建共済負担金の額は、条例第6条第6項の規定により減額することとし、次に掲げる金額とします。
  - 新規加入 月額100円に加入日の属する月からその年度の3月までの月数を乗じて得た額（その額が1,000円を超えるときは、1,000円）
  - 継続加入 年額1,000円
- 家財再建共済制度に既に加入している者が住宅再建共済制度への加入の申込みをする場合における家財再建共済負担金の額は、既に払い込んでいる家財再建共済負担金の額から、共済基金が別に定める割引額を減じて得た額とします。

#### 家財再建共済給付金の給付（第6条及び第6条の2）

加入に係る家財が存する住宅が、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象を原因とする災害により、倒壊、損壊、流失、埋没、焼失等の被害を受け、その被害について、全壊、大規模半壊、中規模半壊若しくは半壊又は床上浸水の認定を受けた場合において、生活に必要な家財の購入又は補修をしたときは、加入者の給付申請に基づき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の家財再建共済給付金を給付します。

区 分	給付額
(1) 対象住宅が全壊の認定を受けたものである場合	50万円
(2) 対象住宅が大規模半壊の認定を受けたものである場合	35万円
(3) 対象住宅が中規模半壊又は半壊の認定を受けたものである場合	25万円
(4) 対象住宅が床上浸水の認定を受けたものである場合	15万円

全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊とは、内閣府の定める災害の被害認定基準（令和3年6月24日付け府政防第670号内閣府政策統括官（防災担当）通知）により、それぞれ当該自然災害に関して市町においてなされる認定に基づくものとします。

区 分	被害の程度
床上浸水	住宅の床より上に浸水したものである又は全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの

条例第9条の4の規定により共済給付金が減額される場合には、前条の規定にかかわらず、条例の定めるところに従い家財再建共済給付金を給付します。

◆この約款は加入証書（葉書）と一緒に大切に保管してください。

#### 個人情報の取り扱いに関する事項（(公財)兵庫県住宅再建共済基金）

加入者から収集した情報については、共済契約引き受けの判断、給付金の支払、共済契約の募集・継続・維持管理、各種サービスの研究・開発・充実を行うために利用させていただきます。詳細については、ホームページをご覧ください。

\*なお、本共済制度は地震保険とは異なる制度のため、共済負担金（掛金）は地震保険料控除の対象となりません。

# 加入申込書 記入例

太枠の中に、黒のボールペン等ではっきりとご記入ください。鉛筆、サインペンは不可です。

記入後、もう1度チェック!

- 重要事項説明書の内容がご自身の意向に沿ったものであることをご確認いただきましたか。
- 約款の内容が契約内容となることにご同意いただけましたか。
- 口座振替の場合、書き損じ箇所は、二重線で消して、「金融機関届出印」による訂正印が押されていますか。(修正ペン等はお使いにならないでください。)

【訂正例】

新加入の方も、追加加入の方も、お申込み内容を確認し、枠に○をしてください。

加入者は、住宅所有者ご本人又は居住している賃貸住宅の契約者ご本人のお名前（法人の場合は法人名）をご記入ください。

既に当共済制度にご加入の方は、ご記入ください。

お申込み内容		<input type="checkbox"/> 1 住宅再建 共済制度 <input checked="" type="checkbox"/> <b>2 準半壊特約</b> <input type="checkbox"/> 2 家財再建 共済制度		追加でお申込みされる方へ	
加入（追加）される共済制度の口に○をご記入ください。		※ 賃貸住宅のオーナーの方は、「家財再建共済制度」にはご加入できません。		住宅再建共済 準半壊特約 家財再建共済	
お名前	1 個人	フリガナ	サイケン ススム	加入者番号	
	2 法人	フリガナ	再建 進	電話番号 (携帯電話)	090-0000-XXXX
加入者	現住所	〒	650-0012	代表者名	
	加入対象地	〒		役職	
	住宅の用途 (加入する戸数)	① 自己居住用 (計 1 戸)	② 賃貸等用 (計 戸)	兵庫県 神戸市 中央区 北長狭通 5-5-12	
	住宅の形態	① 一戸建住宅	② 集合住宅 (マンション等)	現住所と同じ場合は、ご記入不要です。賃貸住宅等の場合は必ず部屋番号をご記入ください。	
	賃貸居住状況 (家財のみ記入)	1 民間賃貸	2 公的賃貸	3 その他	
メールアドレス		phoenix@jutakusaiken.jp			

登記等の地番ではなく、住居表示の住所をご記入ください。郵便番号を忘れずに。


賃貸住宅など現住所以外で住宅を所有している場合のみ、ご記入ください。

賃貸住宅に居住する賃借人が「家財再建」に加入する場合、必ずご記入ください。


それぞれ加入する戸数も忘れず記入してください。自ら居住している場合は「1」、賃貸住宅等は「2」


お支払は、金融機関・ゆうちょ銀行の自動口座振替による方法と、クレジットカードによる方法があります。どちらか1つを選んで記入してください。

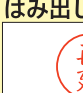
フリガナ	サイケン ススム	口座名義人	再建 進
カードの種類	① JCB 2 VISA 3 MASTER		
カード名義 (カード表面のとおり記載)	SUSUMU SAIKEN (例: SUSUMU SAIKEN)		
ご署名	再建 進 (例: 再建 進)		
カード番号	1234 - 1234 - 1234 - 1234		
有効期限	04月 / 28年		

- 金融機関への届出印を鮮明に押してください。
  - 法人の場合の口座名義人欄は、代表者名等(フリガナ含む)をお忘れなく。
  - 預金種別は必ずどちらかに○をしてください。
  - 金融機関番号・店番号の記入は不要です。
  - 訂正がある場合は、二重線を引いて、訂正印(金融機関届出印)を押してください。
- 【訂正例】

鮮明に押印してください。受付できない例

不鮮明 

重ね 

はみ出し 

- クレジットカードと同様のご署名を記入してください。
- クレジットカードの有効期限は、最短でもお申込みの月の翌月末までであることを確認してください。

加入申込書に必要な事項を記載の上、県内の郵便局の窓口(簡易局除く)にお持ちいただくか、添付の封筒に入れて郵送(無料)してください。

\* 加入戸数が2戸以上の場合は、加入する戸数分の共済負担金が必要となります。  
 \* 準半壊特約の「対象となる住宅」「加入戸数」「共済期間の終期」は住宅再建共済制度と同じとなります。



## アンケートにご協力ください

(該当する番号を○で囲んでください)

### ● ご年齢は？

- 1 20歳代
- 2 30歳代
- 3 40歳代
- 4 50歳代
- 5 60歳代
- 6 70歳代
- 7 80歳代以上

### ● 地震保険の契約の有無は？

- 1 加入している
- 2 加入していない

### ● 共済を知ったきっかけは？ (複数選択可)

- 1 チラシ・パンフレット
- 2 ポスター
- 3 新聞記事
- 4 県・市町の広報誌
- 5 イベント・行事
- 6 職場の広報・紹介
- 7 知人から
- 8 インターネット広告
- 9 Facebook等のSNS
- 10 その他

( )

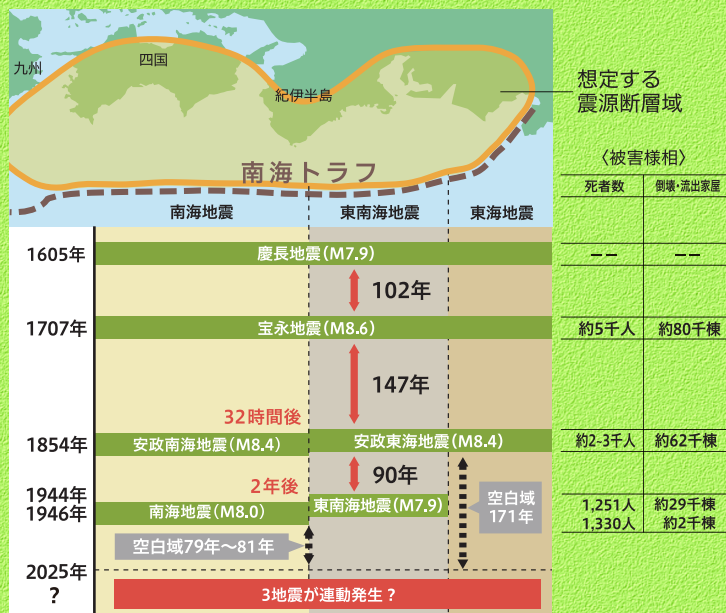
### ● 加入の決め手は？ (複数選択可)

- 1 災害時の助け合いになるから
- 2 負担金が安い
- 3 給付額が魅力的
- 4 兵庫県が実施する制度なので安心
- 5 加入の手続き・給付金申請の手続きが簡単
- 6 あらゆる自然災害での被害が対象
- 7 地震保険・他の共済との併給が受けられる
- 8 勧誘を受けて
- 9 その他

( )

## 南海トラフ地震

南海トラフでは、繰り返し大地震が発生してきました。近年では1944年に東南海地震、1946年に南海地震が発生し、地震動や津波により甚大な被害が生じました。これらの地震発生からすでに70年以上経過し、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まっています。



破壊領域(震源域が占める範囲)

(出典:内閣府、兵庫県地域防災計画)

## 兵庫県内に被害を及ぼす可能性のある主な活断層

兵庫県内には六甲・淡路島断層帯、有馬～高槻断層帯、山崎断層帯、中央構造線断層帯、また、県外には上町断層帯など多くの活断層が分布しており、強い揺れを伴う地震の発生が想定されます。



(出典:兵庫県地域防災計画)